

留学生指導教員の手引き

静岡大学国際連携推進機構（令和 6 年 10 月）

はじめに

国際連携推進機構では、このたび、留学生の指導教員の手引きを作成いたしました。留学生を受入れる指導教員の先生方へ留学生受入れの基本情報を提供することを目的としています。

静岡大学に在籍する留学生数は、平成 20 年度に 268 名（静岡 142・浜松 126）だったのが、令和 6 年度には 417 名（静岡 219・浜松 198）となり、毎年増減があるものの、この 10 年間で 100 名以上増加しました。今後もこの数は増えることが予想されます。外国人留学生の受け入れは、留学生自身のキャリア形成だけでなく留学生の母国の発展にも寄与します。その意味で、静岡大学の国際的な貢献につながります。同時に、静岡大学の日本人学生や教職員にとって、貴重な異文化体験の機会が増え、国際的な視野を広げるチャンスにもなります。このことから、静岡大学は、質の高い外国人留学生を受け入れることで、知的国際貢献に大きく関与するとともに、国際的に開かれた大学の実現を図ろうとしています。

自文化とは異なる海外で学ぶ留学生にとって、指導教員の役割は、非常に重要です。留学生が勉学や学生生活を円滑に行い、無事に社会へ巣立つまでサポートすることが指導を担当する教員の役割です。しかし、留学生の受入れには、日本人学生とは異なる側面が数多く存在します。留学生を指導する先生方には日本人とは異なる点を理解していただき、留学生が有意義な学生生活を送れるように支援していただきたいと思います。

この手引きには、まだ不十分な点が多々あります。留学生受入れの経験をお持ちの先生方から、いろいろご意見をお聞かせいただきたいと思います。

令和 6 年度 外国人留学生の在籍数（5 月 1 日現在）

静岡キャンパス	
人文社会科学部／人文社会科学研究科	78／30
教育学部／教育学研究科	7／0
理学部／理学専攻	8／12
農学部／農学専攻	7／25
グローバル共創科学部	2
山岳流域研究院	1
自然科学系教育部	34
国際連携推進機構	2
連合農学研究科	13
合 計	219

（正規生：非正規生＝185：34）

浜松キャンパス	
情報学部／情報学専攻	40／21
工学部／工学専攻	34／46
自然科学系教育部	55
光医工学研究科	2
合 計	198

（正規生：非正規生＝180：18）

目次

0. 留学生を受け入れる際の留意点	3
1. すべての留学生に関わる事柄	4
1) 留学ビザの種類	
2) 宿舎	
3) 必要となる経費、経済的な事柄	
4) 就職支援	
5) 日本語教育	
6) 保険への加入	
7) 留学生相談、留学生カウンセリング	
8) 日本人学生との交流、地域交流、日本文化体験	
9) 留学生オリエンテーション	
2. 正規生として在籍する留学生に関する注意点	
(1) 学部留学生の指導にあたって	10
(2) 修士留学生の指導にあたって	13
(3) 博士留学生の指導にあたって	17
3. 非正規生として在籍する留学生に関する注意点	
(4) 短期留学生の指導にあたって	20
(5) 研究生の受入れと指導にあたって	23
4. 留学生に関する問い合わせ先	27

「留学生」とは

「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」の資格を有して在籍している学生が「留学生」です。そのため、外国籍であっても「留学」以外の在留資格を有している者は「留学生」として扱われない場合があります。留学生の多くは「私費外国人留学生入試」によって入学します。

0. 留学生を受け入れる際の留意事項

1) 留学生の経済的な状況について

以下は学生1人あたりの大まかな支出、収入です。受け入れをご検討の際には、具体的な資金計画を本人にご確認ください。

	私費留学生	国費、ABP, DDP 生
初期費用	982,800	45,000
入学料	282,000	0
授業料(p.5)	535,800	0
保険など	15,000	15,000
生活用品購入	30,000	30,000
敷金など	120,000	0

	アパート入居	寮入居
1ヶ月生活費(p.6)	100,000	73,000
住居費(p.5)	50,000	23,000
食費	30,000	30,000
光熱費	10,000	10,000
通信費	10,000	10,000

	最少額	最多額
1ヶ月収入	0	90,000
奨学金等(p.6)	0	40,000
アルバイト(p.6,7)	0	50,000

在籍期間が長くなればなるほど生活費がかかりますし、令和2年度より学部留学生に対しては、授業料免除の制度がなくなりました。修士・博士課程に在籍する留学生に対しては、従来通り授業料免除に応募できます。また、在籍期間中に奨学金を受けられる可能性はありますが、奨学金は1年間など受給期間を定めるものが多く、受給できても卒業まで継続して受給できるとは限りません。日本語が不自由なためにアルバイト先が見つからず、生活が困窮する場合があります。

教員が渡日前の学生に TA や RA の支給等の経済的支援を申し出る場合は、事前に期間・金額・条件等を明確に伝える必要があります。

2) 留学生の教育的バックグラウンド等の確認

博士生、修士生、研究生の受け入れをご検討の際には、経済的な面と合わせて、母国での専門分野・研究内容と静岡大学での専門分野・研究内容が同じか、または強い関連があるか、よくご確認ください。当該学生の母国での教育・研究の水準や内容、専門・研究に対する知識や考え方の違い等のために、日本人学生や教職員と、留学生の双方に誤解が生ずる可能性があります。

また、英語で論文を執筆したり講義やゼミを受ける場合、TOEIC850点(TOEFL-iBTでは80点程度)以上の英語力が必要です。静岡大学には留学生の英語能力を向上させるための体制はありませんので、指導学生として受け入れる場合、高い英語力を持っていることを条件にし、確認することが望ましいでしょう。

3) 安全保障輸出管理について

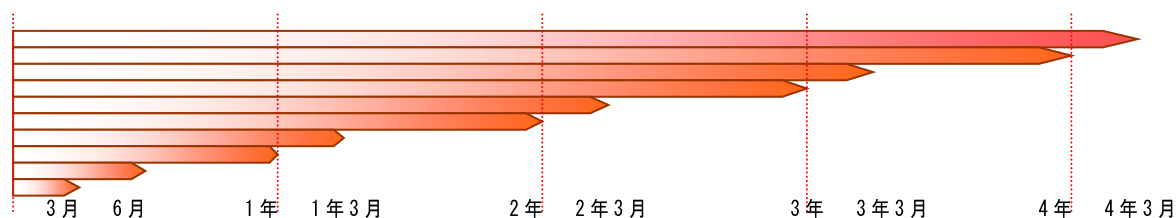
大量破壊兵器等の製造・開発に転用される恐れのある研究を志望する学生については細心の注意を払う必要があります。リスト規制またはキャッチオール規制に該当する可能性のある技術・情報等を用いて研究指導を行うことが予想される留学生の受入れに際しては、受入れの前に本人の研究計画及び学習背景について十分に確認してください。また、その他の場合においても、「人」に関する輸出管理・事前チェックを適切に行ってください。

安全保障輸出等管理室 (<https://wwp.in.shizuoka.ac.jp/export/>)

1. すべての留学生に関わる支援

1) 在留資格「留学」

在留資格「留学」は、在留期間によって3ヶ月から4年3ヶ月まで、10種類あります(下図)。ビザは入国することが差支えないと示す証書、在留資格は本邦において行うことが出来る活動を定めるものです。在留資格に関する申請(取得・延長・変更など)は在外公館大使館、または入国管理局で本人が行います。ただし、新規渡日者に対しては在留資格取得の支援を大学が行います。



2) 宿舎

留学生対象の宿舎として、国際交流会館（静岡单身室 95・浜松 1 号館单身室 35・夫婦室 11・家族室 6、2 号館单身室 95）、あけぼの寮（浜松 45 室）があり、1 年間入居が可能です。空室に応じて 12～2 月、または 6～7 月に掲示板等で入居者募集を行います（各学部留学生担当係、浜松学生支援課留学生係）。入居は 4 月、または 10 月になります。民間のアパートを借りる場合には、「留学生住宅総合補償」に加入することを条件に、静岡大学が在学期間中の連帯保証人を引き受けます。

3) 必要となる経費、経済的な事柄

①入学料・授業料

- ・入学金 282,000 円、授業料 535,800 円／年は日本人学生と同じです。
- ・ABP 留学生は、入学料 282,000 円、1 年目の授業料 535,800 円が不徴収です。2 年目以降は、前学期までの累積所得単位数及び GPA 値が基準値に達しない場合、授業料は半額不徴収となり、残り半額の授業料支払い義務が生じます。
- ・DDP 留学生も、入学料、在学中の授業料が不徴収です。

②入学料・授業料の免除

- ・令和 2 年度より学部留学生の授業料免除制度がなくなりました。そのかわり、令和 3 年度より私費学部留学生の成績優秀者には授業料免除がなされています。
- ・私費大学院留学生（修士留学生、博士留学生）は約半数の学生が全額免除で、半数は授業料を全額支払っていました。特別なプログラムを除いて、入学金は免除になりません。

③住居費

- ・静岡国際交流会館（5 名のユニット型個室¥25,400（共益費¥2,400 込））、浜松キャンパスには、浜松国際交流会館 1 号館（单身室¥12,800（共益費¥6,900 込））と浜松国際交流会館 2 号館（5 名のユニット型個室¥26,700（共益費¥2,700 込））とあけぼの寮（個室¥15,000）があります。
- ・原則 1 年間のみの居住となるため、たとえ入居できても 2 年目以降は宿舎を変える必要があります。
- ・延長申請をすることによって、2 年目以降も宿舎に空きがあれば居住することができます。
- ・民間のアパートの場合、キッチン・バス・トイレ共用の場合で月額 2 万円程度、キッチン・バス・トイレ専用の場合で、4～5 万円程度です。敷金（保証金）は家賃の 2～3 カ月分となっています。

④奨学金

- ・在留資格が「留学」の学生は、留学生を対象とする奨学金に応募できます。重複しての応募はできませんから、応募期間、奨学期間を確認させ、どの奨学金に応募するか留学生とご相談ください。
- ・奨学金は1年間など受給期間を定めるものがあり、受給できても卒業まで継続して受給できるとは限りません。大学院生の場合成績が一定以上であれば、授業料免除が受けられる可能性は、奨学金受給の可能性よりもずっと高くなります。また、奨学金に応募し受給が決まっても、奨学金の支給は通常半年以上先になります。
- ・ABP 留学生は、最初の1年間は静岡大学から月 40,000 円の生活支援金が支給される場合と、半年の奨学金を得ている場合があります（学士は p. 12、修士は p. 14 を参照）。
- ・大学が推薦する奨学金の募集は留学生が所属する部局の留学生担当係（学務係、浜松学生支援課留学生係、博士教務係等）を通じて留学生に案内します。
- ・多くの場合、部局内での選考の後、全学で選考を行い、さらに財団内での選考を経て奨学生となります（応募から最長のもので10か月の選考期間を要します）。

⑤生活費・来日後に必要な経費

- ・1ヶ月の必要経費は、食費（3万）、光熱費（1万）、スマホ（1万）、住居（2～5万）、その他（1万）で10万円前後が必要となります。
- ・留学期間が長く、奨学金を受けていない留学生は、母国からの仕送りやアルバイトを収入源としています。日本語ができれば、コンビニの店員、ホテルのフロント、レストランや居酒屋での接客業、語学講師など、様々な職種が可能です。日本語力が低い場合、単純労働のきつい仕事（レストランの皿洗い、工場の作業、清掃業務、夜間の仕事）などに限られます。
- ・国費留学生でも最初の支給日は渡日してから1か月半後になります。来日直後はいろいろ出費がかさむため、当座の費用として20万円ぐらい持ってくると安心です。

⑥アルバイト・TA・RA

- ・留学生がアルバイト（週28時間以内、長期休業期間中は1日8時間以内で、パチンコ店などを含む風俗型の仕事を除く）をする場合、資格外活動許可を取る必要があります。一度資格を取得すれば、有効期間は在留資格の期限までです。従って、在留資格を更新する際に資格外活動を継続したい場合は、在留期間更新許可と資格外活動許可の両方を申請する必要があります。大学との契約に基づくTA（ティーチング・アシスタント）やRA（リサーチ・アシスタント）であれば、資格外活動許可は不要です。静大の現状としては、修士生の多くがTAを経験しますが、従事時間が非常に少なく、生活の援助には難しいと言えます。RAについては、博士課程の留学生の半数近くが従事しており、月額4万～8万円ほどの収入があります。教員が

事前に渡日前の学生に TA や RA の支給等の経済的支援を申し出る場合は、期間・金額・条件等を明確に伝える必要があります。

⑦その他

- ・事故や入院などで、想定外の費用がかかる場合もあります。
- ・日本で就職活動を行なった結果、交通費や宿泊費などの出費によって、経済的に困難になる場合もあります。
- ・留学生は家族を同伴する場合があります。その場合、子供の保育費など別途支出が発生しますので、注意が必要です。

4) 就職支援

・各部局でのご支援に加え、就職支援係、学生支援センター、国際連携推進機構が協力して、留学生へ就職やインターンシップの説明会、ガイダンスなどの情報提供を行っています。日本語力が高い場合、各学部・学科のインターンシップ情報、就職情報や、就職支援係の支援を有効に活用できますので、積極的な利用を勧めてください。

・文部科学省の留学生就職促進教育プログラムの認定を受けて、令和4年度から学士課程、修士課程の留学生を対象とした「アジアブリッジプログラム日本就職コース」が始まりました。県内の機関と連携している留学生向けの企業説明会や、就職支援講座等に参加することができます。

「アジアブリッジプログラム日本就職コース」修了者は、外国人留学生学習奨励費選考の際、日本学生支援機構(JASSO)へ優先的に推薦されます。「アジアブリッジプログラム(ABP)日本就職コース」については、<https://www.suoic.shizuoka.ac.jp/international/employment/career-program/>をご参照ください。

・日本独特の就職活動に対する戸惑いに加え、留学生の日本語力が低い場合、インターンシップ参加や就職活動が非常に困難な場合があります。国際連携推進機構では、留学生の就職を支援するカウンセラーが、日本語力が低い留学生からも英語で相談を受けます。相談を希望する場合、以下から予約が必要です (<https://reserva.be/certificate>)。

①就職カウンセラー 岡村めぐみカウンセラー

②勤務時間と場所 月曜日・水曜日 9:30～16:00

浜松キャンパス：留学生相談室 工学部7号館2階 203

静岡キャンパス：オンラインで相談



ABP 日本就職コース



就職カウンセラー予約

5) 日本語教育

- ・短期の留学生および大学院に在籍する留学生は、指導教員の許可を得て、以下の日本語・日本文化研修科目（①～③）の履修ができます。所定の基準を満たせば、全学教育科目の単位が認定されますが、卒業単位にはなりません。時間割や詳しい内容については、国際連携推進機構へお問い合わせください（p.27）。
- ・学部所属する正規留学生は④の留学生科目を履修します。

① 日本語研修コース

日本語初級Ⅰ～Ⅵ（静岡キャンパス）、日本語中級Ⅰ～Ⅹ（浜松キャンパス）

国際連携推進機構による4ヶ月の集中日本語コースです。このコースを受講する留学生は、週に10～15コマの授業を受けるため、研究室での活動が制限されます。そのため、このコースを希望する学生には、事前に指導教員とよく相談するよう指導しています。

② 日本語教育プログラム

日本語 1A～日本語 5B

学期の初めに国際連携推進機構がプレイスメント・テストを実施し、入門から上級まで5つのレベル（日本語1～日本語5）に分けて授業を行います。それぞれのレベルに週に3コマ程度の授業が用意されています。希望すれば、複数のレベルのクラスを選択することができますので、週に3～6コマ程度の日本語クラスの履修が可能となります。

③ 留学生科目

全学教育科目に留学生科目「日本語Ⅰ～Ⅵ」、「日本事情」があります。学部留学生には原則として日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの履修を求めています。上級の日本語力のある短期留学生（交換留学生、日本語日本文化研修留学生など）にも、留学生科目の履修を勧めています。

6) 保険の加入

- ・留学生は、住民登録時に国民健康保険、入学時に学生教育研究災害傷害保険（学研災）と学生教育研究賠償責任保険（学研賠）、学生賠償責任保険（学賠）に加入します。
- ・母国で保険加入になじみがない留学生の中には、加入に積極的でない留学生がありますが、万が一の場合、多額の負債を負うことになるので、指導留学生に加入の確認をしていただき、もし未加入の留学生がいたら必ず加入させて下さい。
- ・加年度生は入学時に加入した保険期間が切れてしまう場合がありますので、加入し直したかご確認ください。
- ・研究活動の一環として、海外での学会等に参加させる場合は、必ず海外旅行保険等に参加するようご指導ください。

7) 留学生相談、留学生カウンセラー

- ・国際連携推進機構教員が、オフィス・アワーを設けて留学生相談を行っています。
- ・日本語・英語で対応が可能な留学生カウンセラーが毎週留学生の相談に応じています。異なる文化、社会制度の中で生じるプレッシャーやストレスを軽減するためにカウンセリング・サービスをご活用ください。予約は以下の国際連携推進機構のホームページからできます。

悩みを抱える留学生の指導教員からの相談も受け付けています。

(<https://www.suoic.shizuoka.ac.jp/international/international-student-consultation/>)

①留学生カウンセラー 石川令子カウンセラー (Mail : ishikawa.reiko@shizuoka.ac.jp)

②勤務時間と場所

静岡キャンパス 水曜日 13:30～17:30 (学生相談室 共通教育A棟5階)

浜松キャンパス 木曜日 13:30～17:30 (留学生相談室 工学部7号館2階203)

*相談者の要望に応じ、対面・オンライン両方の対応が可能です。



8) 日本人学生との交流、地域交流、日本文化体験など

- ・国際連携推進機構では、異文化理解の推進、国際交流イベント、国際交流に関心のある日本人学生と留学生の出会いの場となる「国際交流ラウンジ」を開設しています。留学生のピアサポート（会話パートナー、生活支援等）も行っています。



静岡キャンパス 共通教育A棟405-2 平日 10:00～17:00

浜松キャンパス 工学部7号館1階 平日 9:00～17:00

- ・掲示板などを通して、ホームステイや地域の国際交流協会の催しなどへの参加を促しています。

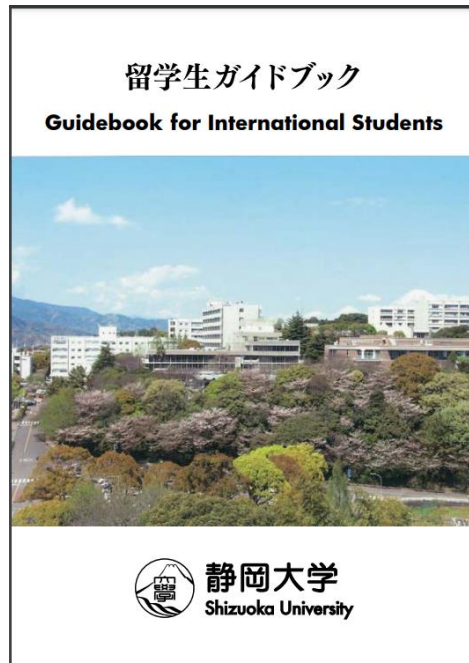
9) 留学生オリエンテーション

- ・4月と10月に、新しく静岡大学の学籍を取得した留学生に対して、1)～9)について、

「留学生ガイドブック」を用いてオリエンテーションを行いますので、必ず参加するよう指導してください。

- ・「留学生ガイドブック」は国際連携推進機構ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.suoic.shizuoka.ac.jp/faculty/international-student-acceptance/>)



2. 正規生として在籍する留学生に関する注意点

(1) 学部留学生の指導にあたって

1) 在留資格（ビザ）について

- ①在留資格「留学」の在留期間には3ヶ月～4年3ヶ月までの10種類あります。静岡大学での在籍期間に応じて、留学生自身が手続きを行います。学部留学生は、多くの場合、2年以上の在留期間を取得しています。
- ②在籍期間は4年以上ですので、多くの留学生は、在籍中に更新を行わなければなりません。更新は、基本的に留学生本人が必要書類を用意し、入国管理局へ申請します。ただし、休学期間中は在留期間の更新ができませんので、休学を許可する際には在留期限をご確認ください。
- ③一定の成績を修めていることが、在留期間更新が許可される重要な要素となります。
- ④成績によっては、短い在留期間しか許可されないことや、更新が認められなかったりする場合

があります。過去に、留年が続いたことで在留資格の更新が認められず、やむなく大学を除籍・本国に帰国することになったケースがあります。

⑤短い在留期間しか許可されない場合には、在籍期間が終わるまで、期限を迎えるたびに入国管理局で更新申請手続きが必要です。

⑥更新は、基本的に留学生本人が行います。大学側から発行する書類がありますが、予定される修業年限を記載する欄があります。成績不振者や加年度生が延長更新申請をする場合、正確な期間を入管側から求められますので、留学生と相談の上、必要な期間を記入させてください。また、単位取得の状況によっては、指導教員の所見の提出が求められ、審査の参考にされる場合があります。所見は指導教員が作成しますが、学部・学科で合意された基準や見解があれば、それ踏まえて作成してください。

例1) 学生の事情のために、取得単位が極端に少ない場合

例2) カリキュラムや卒業研究履修資格基準等の教務上の事情により、その年度に取得できる単位数が少ない場合

2) 留学生にのみ必要な書類

学部留学生は正規生として在籍しますので、基本的に日本人学生と同じですが、一部、留学生だけに必要な書類があります。

①国際交流会館（静岡・浜松）、またはあけぼの寮（浜松）入居申請書

どちらも入居期間は1年です。

②国際交流会館（静岡・浜松）、またはあけぼの寮（浜松）延長申請書

新規入寮者が優先されるため、必ずしも延長が許可されるとは限りません。

③外国人留学生一時出国、再渡日の届出

学務情報システムのLIVEノート機能により出国・入国の届出を行います。長期休暇、忌引きなどで母国へ一時的に帰国する場合も含みます。留学生の一時出国は出入国在留管理局へ報告する義務はありません（ただし、日本を離れる期間には制限がある）が、静岡大学の学生管理上必要となります。

④留学生住宅総合補償（p.5 参照）

静岡大学では、留学の在留資格をもつ留学生が民間のアパートを借りる時に、国際連携推進機構長が連帯保証人になって機関保証する制度があります（機関保証制度）。この制度を利用する場合は、借り主である留学生が(財)日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補

償」に加入しなければなりません（掛け金は 4000 円／年）。指導教員は、留学生の賃貸住宅への入居にあたって責任をもって指導・助言するとともに、身分や住所の変更及び退去等があった場合、所属先の留学生担当に速やかに報告をさせていただきます。

⑤奨学金（p.6 参照）

多くの奨学金申請において、指導教員の推薦や所見が求められます。

3）経済的な事柄について

①p.3～p.7 をご参照ください。

②ABP 留学生は、入学料 282,000 円、1 年目の授業料 535,800 円が不徴収です。2 年目以降も累積 GPA2.0 以上で各学年での累積取得単位数の基準を満たせば、授業料は全額不徴収が継続します。満たさない場合は半額不徴収となり、留学生に授業料の支払い義務が生じます。

③ABP 留学生は、最初の 1 年間は静岡大学から月 40000 円の生活支援金が支給されます。

④授業料免除の制度はありません。

4）勉学について

①学部留学生は、文系では日本語能力試験 N1（上級）以上、理系では日本語能力試験 N2（中級後半）以上の日本語力を持って入学します。日本語力の低い留学生は大学での勉学（講義を受ける、レポートを書く、論文を読む、ゼミ発表するなど）に困難を感じています。しかし、日本人学生との交流を通して、多くの場合、1 年足らずで講義についていけるようになります。

②十分な学力を持っていても、高校までの学習内容が異なるために、困難だと感じる留学生もいます。

③文化的な違いから、時間や締切りにルーズな留学生がいますが、時間や締切りを守らなければならないことが分かっていないこともありますので、その都度、注意してください。

④留学生には在留資格更新がありますので、毎年、一定数の単位を取得していることが必要になります（各学部・学科の平均取得単位数が目安です）。

5）チューター制度について

①来日後 2 年未満であれば、チューターをつけることができます（留学生経費による謝金）。

②チューター制度は、留学生が早く大学生活に慣れ、勉学効果の向上を図るための制度です。

③チューターは原則として日本人の大学院生で、指導教員の指導のもと、留学生に対し勉学や大学生活、日本語について助言を与えます。

- ④チューターは、留学生の専攻分野と関連のある日本人学生の中から、留学生指導教員等の推薦に基づいて決定されます。留学生の現時点での目標を確認し、最適なチューターを選んでください。例えば、講義理解の補助なのか、レポート作成の補助なのか、定期試験の準備なのか、日本語能力向上なのか、などです。
- ⑤事務手続きは各学部学務係、浜松学生支援課留学生係でチューターの日本人学生が行いますが、チューター業務実施計画書、労務管理簿は、指導教員の確認が必要です。

6) 卒業後の進路について

- ①留学生は大学院進学を希望する学生も多いですが、学士課程修了後、日本での就職を希望する学生もいます。留学生対象の企業説明会は大都市だけでなく静岡県内でも開催されていますが、業種や職種が限定されることがあります。学部留学生は、日本人学生と同じ採用基準でも十分に就職活動ができる場合が多くありますので、選択の幅を広げる意味でも、各学部・学科のインターンシップ情報、就職情報や、就職支援係の活用を勧めてください。
- ②製造業を中心に、理系の専門知識を有する留学生を雇用したいという企業は少なくありません。また、留学生に海外の生産拠点や販売拠点での活躍を期待する企業も多くあります。
- ③英語力など外国語能力が高いこと、異文化適応を実践していることは留学生のセールスポイントで日本企業も注目していますが、留学生本人が自覚していない場合があります。
- ④日本企業の多くは、留学生に、日本語能力試験 N1(上級)以上の日本語力を要求しています。
- ⑤大学での専門分野と密接な関わりがある職種であれば、就業にかかるビザへの切り替えはそれほど難しくありません。
- ⑥学校の推薦により入国管理局で手続きをすれば、卒業後も日本に滞在して就職活動を行うために在留資格の変更が認められます（在留資格「特定活動」：在留期間「6月」で1回更新可能）。
- ただし、引き続き日本に滞在するためのアパート等の契約には、大学からの支援はありません。
- ⑦9月卒業生の場合、日本企業の採用活動のスケジュールに合いませんが、近年のグローバル化を受けて、柔軟に対応する企業が増えています。留学生には、採用担当者へ確認するようご指導ください。

(2) 修士留学生（正規生）の指導にあたって

1) 在留資格（ビザ）について

- ①在留資格「留学」は3ヶ月～4年3ヶ月まで10種類あります。静岡大学での在籍期間に応じて、留学生自身が手続きを行います。修士課程の留学生は、多くの場合、1年以上の

在留期間を取得しています。

- ②静岡大学在籍中に更新を行う場合、基本的に留学生本人が更新に必要な書類を用意し、入国管理局へ申請します。ただし、休学期間中は在留期間の更新ができませんので、休学を許可する際には在留期限をご確認ください。
- ③一定の成績を修めていることが、在留期間更新が許可される重要な要素となります。過去に留年が続いたことで在留資格の更新が認められず、やむなく大学を除籍・本国に帰国することになったケースがあります。

2) 留学生にのみ必要な書類

修士留学生は正規生として在籍しますので、基本的に日本人学生と同じですが、一部、留学生だけに必要な書類があります。

- ①国際交流会館（静岡・浜松）、またはあけぼの寮（浜松）入居申請書

どちらも入居期間は1年です。

- ②国際交流会館（静岡・浜松）、またはあけぼの寮（浜松）延長申請書

新規入寮者が優先されるため、必ずしも延長が許可されるとは限りません。

- ③外国人留学生一時出国、再渡日の届出

学務情報システムのLIVEノート機能により出国・入国の届出を行います。長期休暇、忌引きなどで母国へ一時的に帰国する場合も含みます。留学生の一時出国は出入国在留管理局へ報告する義務はありません（ただし、日本を離れる期間には制限がある）が、静岡大学の学生管理上必要となります。

- ④留学生住宅総合補償（p. 5 参照）

静岡大学では、留学の在留資格をもつ留学生が民間のアパートを借りる時に、国際連携推進機構長が連帯保証人になって機関保証する制度があります（機関保証制度）。この制度を利用する場合は、借り主である留学生が（財）日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入しなければなりません（掛け金は4000円／年）。指導教員は、留学生の賃貸住宅への入居にあたって責任をもって指導・助言するとともに、身分や住所の変更及び退去等があった場合、国際交流課に速やかに報告をさせていただきます。

- ⑤奨学金（p. 6 参照）

多くの奨学金申請において、指導教員の推薦や所見が求められます。

3) 経済的な事柄について

- ①p. 3～p. 7 をご参照ください。

- ②家族を帯同している場合には、さらに生活費がかかります。
- ③ABP 留学生は、入学料 282,000 円、1 年目の授業料 535,800 円が不徴収です。2 年目以降も累積 GPA2.3 以上であれば、授業料は全額不徴収が継続します。満たさない場合は半額不徴収となり、留学生に授業料の支払い義務が生じます。
- ④10 月入学の英語コースに入学した留学生 (ABP 留学生を含む) には、これまでのところ、以下の措置があります。
- a. 学習奨励費 48,000 円／月(日本学生支援機構の奨学金)を 6 ヶ月受給
 - b. 生活支援金 40,000 円／月(静岡大学)を 1 年間受給
- ※修士生は入学試験結果で上位 20 名のみ ABP 奨学金を受給可能。重複受給不可。

4) 勉学・研究について

- ①在留資格更新申請をする場合、毎年、一定数の単位を取得していることが必要です(各専攻科の平均取得単位数が目安です)。
- ②文化的な違いや語学力等が原因で、誤解が生じる場合があります。誤解の原因について、留学生自身と話し合うことに加え、互いに確認がしやすいように口頭でのやりとりとともに、メールやメモ等を利用することも有効です。また、時間や締切りにルーズな留学生がありますが、時間や締切りを守らなければならないことが分かっているだけでありますので、その都度、注意してください。
- ③勉学や研究で使う言語を明確に伝えてください。言語によって、留学生の負担が異なります。具体的には、レポート執筆は日本語なのか英語なのか、講義は日本語で行われるのか英語で行われるのか、などです。ゼミや研究室での使用言語も同様です。
- ④日本語、英語ともに、日常生活に不自由がない語学力を持っても、勉学に必要な語学力(講義を聞く、論文を読む、レポートを書く、ゼミ発表するなど)は大きく異なるため、勉学に困難を感じている留学生が多くいます。
- ⑤英語で執筆したり受講したりする場合、TOEIC850 点(TOEFL-iBT では 80 点程度)以上の英語力が必要です。英語力が低い留学生のレポートや論文の添削は、彼らの第一言語が日本語でないことから、困難になる場合があります。静岡大学には、修士学生を対象とした英語能力向上のための授業は開講されていません。
- ⑥日本語でレポートや論文を執筆したり、講義を受けたりする場合、最低でも日本語能力試験 N2(中級後半)以上の日本語力が必要です。国際連携推進機構で、中級以上のクラスを週 3 回開講していますので、修士課程に在籍しながら受講することもできます。
- ⑦10 月入学生は、学内／学部・学科で 4 月入学生が受ける種々のガイダンスを受けていないこ

とがあります。また英語コースの学生は、ガイダンスを受けても、母国との枠組みの違いから、説明を受けてもその重要性が理解できない場合もあります。必要に応じて、同じ研究室の学生からも留学生に説明するように指示してください。

5) チューター制度について

- ①来日後1年未満であれば、チューターをつけることができます（留学生経費による謝金）。
- ②チューター制度は、留学生が早く大学生活に慣れ、勉学効果の向上を図るための制度です。
- ③チューターは原則として日本人の大学院生で、指導教員の指導のもと、留学生に対し勉学や大学生活、日本語について助言を与えます。
- ④チューターは、留学生の専攻分野と関連のある日本人学生の中から、留学生指導教員等の推薦に基づいて決定されます。留学生の現時点での目標を確認し、最適なチューターを選んでください。例えば、講義理解の補助なのか、自分の研究テーマを深めたいのか、日本語能力向上なのか、日本文化の勉強なのか、などです。
- ⑤事務手続きは各学部学務係、浜松学生支援課留学生係でチューターの日本人学生が行いますが、チューター業務実施計画書、労務管理簿は、指導教員の確認が必要です。

6) 修了後の進路について

- ①留学生は大学院進学を希望する学生もいますが、修士課程修了後、日本での就職を希望する学生もいます。留学生対象の企業説明会は大都市だけでなく静岡県内でも開催されています。
- ②製造業を中心に、理系の専門知識を有する留学生を雇用したいという企業は少なくありません。また、留学生に海外の生産拠点や販売拠点での活躍を期待する企業も多くあります。
- ③英語力など外国語能力が高いこと、異文化適応を実践していることは留学生のセールスポイントですが、日本語力が低いと、必ずしも有利に働かない場合があります。
- ④日本企業の多くは、大学院の留学生に、日本語能力試験 N2 (中級後半)程度以上の日本語力を要求しています。インターンシップへの参加も、日本語力が低い留学生は難しくなる可能性があります。
- ⑤日本語力が高い場合、日本人学生と同じ採用基準でも十分に就職活動ができる場合が多くあります。選択の幅を広げる意味でも、各専攻・コースの就職情報や、就職支援係の活用を勧めてください。
- ⑥大学での専門分野と密接な関わりがある職種であれば、就業にかかるビザへの切り替えはそれほど難しくありません。
- ⑦就職を希望しながら、在学中に内定が得られなかった場合、学校の推薦により入国管理局で

手続きをすれば、卒業後も日本に滞在して就職活動を行うために在留資格の変更が認められます（在留資格「特定活動」：在留期間「6ヶ月」で1回更新可能）。ただし、引き続き日本に滞在するためのアパート等の契約には、大学からの支援はありません。

- ⑧9月卒業生の場合、日本企業の採用活動のスケジュールに合いませんが、近年のグローバル化を受けて、柔軟に対応する企業が増えています。留学生には、採用担当者へ確認するようご指導ください。

（３）博士留学生（正規生）の指導にあたって

１）在留資格（ビザ）について

- ①在留資格「留学」の在留期間には3ヶ月～4年3ヶ月までの10種類あります。静岡大学での在籍期間に応じて、留学生自身が手続きを行います。博士課程の留学生は、多くの場合、2年以上の在留期間を取得しています。
- ②静岡大学在籍中に更新や変更を行う場合、基本的に留学生本人が更新に必要な書類を用意し、入国管理局へ申請します。

２）留学生にのみ必要な書類

博士留学生は、正規生として在籍しますので、基本的に日本人学生と同じですが、一部、留学生だけに必要な書類があります。

- ①国際交流会館（静岡・浜松）、またはあけぼの寮（浜松）入居申請書
どちらも入居期間は1年です。
- ②国際交流会館（静岡・浜松）、またはあけぼの寮（浜松）延長申請書
新規入寮者が優先されるため、必ずしも延長が許可されるとは限りません。
- ③外国人留学生一時出国、再渡日の届出
学務情報システムのLIVEノート機能により出国・入国の届出を行います。長期休暇、忌引きなどで母国へ一時的に帰国する場合も含まれます。留学生の一時出国は出入国在留管理局へ報告する義務はありません（ただし、日本を離れる期間には制限がある）が、静岡大学の学生管理上必要となります。
- ④留学生住宅総合補償（p.5 参照）
静岡大学では、留学の在留資格をもつ留学生が民間のアパートを借りる時に、国際連携推進機構長が連帯保証人になって機関保証する制度があります（機関保証制度）。この制度を

利用する場合は、借り主である留学生が(財)日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入しなければなりません(掛け金は4000円/年)。指導教員は、留学生の賃貸住宅への入居にあたって責任をもって指導・助言するとともに、身分や住所の変更及び退去等があった場合、国際交流課に速やかに報告をさせてください。

⑤奨学金 (p.6 参照)

多くの奨学金申請において、指導教員の推薦や所見が求められます。

3) 経済的な事柄について

①p.3～p.7をご参照ください。

②家族を帯同している場合には、さらに生活費がかかります。

4) 研究・勉学について

①文化的な違いや語学力等が原因で、誤解が生じる場合があります。誤解の原因について、留学生自身と話し合うことに加え、互いに確認がしやすいように口頭でのやりとりとともに、メールやメモ等を利用することも有効です。また、時間や締切りにルーズな留学生がありますが、時間や締切りを守らなければならないことが分かっているだけでありますので、その都度、注意してください。

②研究室の一日のスケジュールや年間スケジュールをについて、同じ研究室の学生から留学生に必要に応じて説明するように指示してください。日本語が分からない留学生の場合、研究室内のホワイトボードに予定が書いてあっても理解できない場合があります。

5) チューター制度について

①来日後1年未満であれば、チューターをつけることができます(留学生経費による謝金)。

②チューター制度は、留学生が早く大学生活に慣れ、勉学効果の向上を図るための制度です。

③チューターは原則として日本人の大学院生で、指導教員の指導のもと、留学生に対し勉学や大学生活、日本語について助言を与えます。

④チューターは、留学生の専攻分野と関連のある日本人学生の中から、留学生指導教員等の推薦に基づいて決定されます。留学生の現時点での目標を確認し、最適なチューターを選んでください。例えば、講義理解の補助なのか、自分の研究テーマを深めたいのか、日本語能力向上なのか、日本文化の勉強なのか、などです。

⑤事務手続きは各学部学務係、浜松学生支援課留学生係でチューターの日本人学生が行いますが、チューター業務実施計画書、労務管理簿は、指導教員の確認が必要です。

6) 修了後の進路について

- ①留学生の中には、博士課程修了後、日本での就職を希望する学生がいます。
- ②大学での専門分野と密接な関わりがある職種であれば、就業にかかるビザへの切り替えはそれほど難しくありません。
- ③一般企業への就職は、日本人学生の場合と同様、博士修了者に対する求人はあまり多くありませんが、博士課程の学生に対しては、学生支援センターと就職支援室（博士課程学生・ポストドクター支援担当、静岡 3035、dcareer@adb.shizuoka.ac.jp）において、セミナー開催、インターンシップ支援などを行っています。しかし、日本語力が低い留学生は、インターンシップへの参加も、難しくなる可能性があります。
- ④就職を希望しながら、在学中に内定が得られなかった場合、学校の推薦により入国管理局で手続きをすれば、卒業後も日本に滞在して就職活動を行うために在留資格の変更が認められます（在留資格「特定活動」：在留期間「6ヶ月」で1回更新可能）。ただし、引き続き日本に滞在するためのアパート等の契約には、大学からの支援はありません。
- ⑤9月卒業生の場合、日本企業の採用活動のスケジュールに合いませんが、近年のグローバル化を受けて、柔軟に対応する企業が増えています。留学生には、採用担当者へ確認するようご指導ください。

3. 非正規生として在籍する留学生に関する注意点

(4) 短期留学生の指導にあたって

1) 短期留学生とは

短期留学生とは、以下の留学生です。

- ①交流協定校からの交換留学生（学内での身分は「特別聴講学生」）
- ②日本語日本文化研修留学生（同「特別聴講学生」または「科目等履修生」）
- ③教員研修留学生（同「研究生」）
- ④その他在籍が1年未満の留学生（同「特別研究学生」等）

短期留学生は、非正規生ですので、学割が使えません。また、正規生とは学生証が異なるため、証明書自動発行機も利用できませんが、学内施設（図書館や体育館など）は利用できます。

2) 指導のありかた

留学生の指導にあたっては、できれば指導日を決めて、定期的に会っていただけると、留学生が安心して指導を仰げると思います（例えば週に1回または隔週1回など）。指導をする必要がなくても、留学生とのコンタクトは定期的にとり続けてください（例えば、毎週1回指導教員の研究室で昼食を持ち寄り、他の日本人学生などと一緒に食事をするなど）。いつ行っても指導教員が不在なため、途中で指導を受けるのをあきらめ、何の指導も受けぬまま、不満とともに帰国してしまった留学生の例もあります。できれば、指導教員の在室日や在室時間を知らせるか、オフィス・アワーを設け、その時間を教えてあげてください。

また、ゼミや専攻の行事には積極的に参加を促し、日本人学生との交流の機会を設けてください。

短期留学生の中には、国際連携推進機構で行われている日本語教育プログラムに関する授業の時間数の方が、学部や指導教員が関係する授業の時間数より多いという人がたくさんいます。そのため、国際連携推進機構の担当教員が留学生の抱える問題や近況をよく把握していることもあります。指導教員は、必要に応じて、国際連携推進機構の担当教員と連絡を取り、留学生の様子を把握するよう努めてください。

3) 留学生の勉学指導

来日後は、留学生の目的にあわせて、一緒に学習計画を立ててください。国際連携推進機構で行われている日本語教育プログラムの受講を希望したら、日本語の授業を組み入れた計画をお願いいたします。なお、協定校などからの交換留学生の場合、週 10 時間以上の履修が入管より求められていますので、授業数にして週に 7 本以上の授業計画を立てるように、ご指導ください。

4) 留学生にのみ必要な書類

留学生には、日本人学生とは異なる書類があります。

①外国人留学生一時出国、再渡日の届出

学務情報システムの LIVE ノート機能により出国・入国の届出を行います。長期休暇、忌引きなどで母国へ一時的に帰国する場合も含まれます。留学生の一時出国は出入国在留管理局へ報告する義務はありません（ただし、日本を離れる期間には制限がある）が、静岡大学の学生管理上必要となります。

②留学生住宅総合補償

静岡大学では、留学の在留資格をもつ留学生が民間のアパートを借りる時に、国際連携推進機構長が連帯保証人になって機関保証する制度があります（機関保証制度）。この制度を利用する場合には、借り主である留学生が(財)日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入しなければなりません（掛け金は 4000 円／年）。

5) チューターの選任

原則として、在日期间が浅い留学生で、勉学・生活面でのサポートが特に必要であると認められる留学生に対してチューターを配属することができます。その場合、留学生の専攻分野と関連のある日本人学生の中から、留学生指導教員の推薦に基づいてチューターを決定します。チューターの選任に関しては、以下の点に留意して、指名をおこなってください。

①留学生の目的

事前に留学の目的がどこにあるのかを確認して、その目的が達成されるのに最適なチューターを選んでください。例えば、日本語能力の向上なのか、日本文化の勉強なのか、大学院進学のための準備なのか、自分の研究を深めるためなのか、などです。協定校からの留学生の場合は、日本の生活に溶け込むことをサポートできるような明るいチューターが喜ばれます。

チューターには、留学生が日本に滞在している間の友人として留学生を支援する立場で関わるよう指導してください。

②留学生の年齢

留学生の年齢は10～30代と幅広く、それにしたがってチューターに求められる対応が異なってきます。基本的には大学院の学生がチューターになることが望ましいのですが、様々な事情により学部生が担当することがよく見られます。その場合、30代の留学生を学部の若い日本人が担当することになると、なかなかサポートが難しくなることがあります。できれば、年齢があまり離れないような配慮が必要となるでしょう。基本的には年齢が高い留学生には、大学院の学生を、学部生とそれほど年齢差のない留学生には、学部学生を担当させるようにするとよいでしょう。

③使用言語

ある程度日本語でコミュニケーションが可能な（片言も含む）留学生に対しては、日本語だけで対応できるチューターでかまいませんが、日本語力ゼロの留学生の場合、英語（または留学生の言語）がある程度できる学生を選ぶ必要があります。日本語ができない留学生に日本語しかできないチューターをつけてしまうと、初期のサポートが非常に困難になります。あらかじめ、留学生の言語能力について確認しておくことが必要となります。

もし、指導教員の関係する学生でチューターの適任者がいない場合、各学部の学務係（工学部は教務・留学生担当）へご相談ください。それでも適当なチューターが見つからない場合は国際課、国際連携推進機構まで、ご相談ください。留学経験者や留学生を支援するボランティア・グループなどの学生から適任者を推薦することが可能です。

事務手続きは各学部学務係、浜松学生支援課留学生係でチューターの日本人学生が行いますが、チューター業務実施計画書、労務管理簿は、指導教員の確認が必要です。

6) アルバイトについて

在留資格〔留学〕を持つ学生は、入国管理局から資格外活動許可を得てアルバイトができます（週28時間以内）。アルバイトは日本の文化を経験したり、日本語を実践したりするのに有効です。だからと言って、勉学に支障が出るのはよくないので、その点をわきまえるように指導してください。文科省からの奨学金を受給している学生には原則としてアルバイトをしないように指導しています。

（５）研究生（非正規生）の受入れと指導にあたって

１）受入れについて

①研究生としての在籍を希望する留学生には、必ず研究計画や履歴書を提出させてください。

希望者が日本国内に在住している場合は、その後、静岡大学へ直接来させて（本人確認）、提出された研究計画書を説明させたり、これまでの研究歴や希望する指導内容、入学希望理由などを具体的に確認したりすることで、受入れ教員として研究指導が可能かどうか判断します。

また、海外在住の場合は、双方向 web 会議システムなどを利用して、本人確認も含めて同様のチェックをする必要があります。

②母国での専門分野・研究内容と静岡大学での専門分野・研究内容が著しく異なると、入学試験合格に必要な専門知識の理解・習得に時間がかかる場合があります。また、出身国と日本とは教育カリキュラムが異なり、日本人学生であれば当然学んでいる科目や内容を学んでいない場合もあります。語学力が低い場合、さらに、時間がかかります。

③日本語力が上級未満の場合、日本語での講義、演習についていけません。そのため、大学院試験の受験時に最低でも日本語能力試験 N2(中級後半)以上の日本語力を有していることが望ましいでしょう。学部留学生は、入学時に文系では N1（上級）、理系では N2（中級後半）以上の日本語力を有しているのが普通です。浜松キャンパスでは、修士課程進学を目指す研究生が対象の集中コース「日本語中級 I ～ X」（週 10 コマ）が後期に開講されます。

④英語力が著しく低い場合、修士課程入学後、英語文献の理解が難しくなります。

⑤研究生には日本語または英語で研究指導が受けられる、最低限の語学力が必要となります。

受入は指導教員が判断しますが、文系では日本語能力試験 N2（中級後半）以上、理系では日本語能力 N3 程度(中級前半)がないと、大学院への進学は難しくなります。英語は、TOEIC650 点程度(TOEFL-iBT で 68 点程度)が必要となります。静岡大学には、学部を卒業した留学生に対する英語能力向上のための授業はありません。

⑥受入れを迷った場合には、これまで研究生受入れ経験のある教員や、留学生担当教員、国際連携推進機構教員などに相談をすることをお勧めします。

２）在留資格（ビザ）について

①在留資格「留学」は在籍期間に応じて給付されます。6 ヶ月の期間が給付された研究生が研究生在籍期間を延長する時は、入国管理局で在留期間の更新手続きが必要になります。

②在籍中に更新を行う場合、基本的に留学生本人が更新に必要な書類を用意し、入国管理局へ申請します。

3) 留学生にのみ必要な書類

基本的に日本人の研究生と同じですが、一部、留学生だけに必要な書類があります。

①国際交流会館（静岡・浜松）、またはあけぼの寮（浜松）入居申請書

どちらも入居期間は1年です。

②国際交流会館（静岡・浜松）、またはあけぼの寮（浜松）延長申請書

新規入寮者が優先されるため、必ずしも延長が許可されるとは限りません。

③外国人留学生一時出国、再渡日の届出

学務情報システムのLIVEノート機能により出国・入国の届出を行います。長期休暇、忌引きなどで母国へ一時的に帰国する場合も含みます。留学生の一時出国は出入国在留管理局へ報告する義務はありません（ただし、日本を離れる期間には制限がある）が、静岡大学の学生管理上必要となります。

④留学生住宅総合補償（p.5 参照）

静岡大学では、留学の在留資格をもつ留学生が民間のアパートを借りる時に、国際連携推進機構長が連帯保証人になって機関保証する制度があります（機関保証制度）。この制度を利用する場合は、借り主である留学生が（財）日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入しなければなりません（掛け金は4000円／年）。指導教員は、留学生の賃貸住宅への入居にあたって責任をもって指導・助言するとともに、身分や住所の変更及び退去等があった場合、国際課に速やかに報告をお願いします。

⑤奨学金（p.6 参照）

多くの奨学金申請において、指導教員の推薦や所見が求められます。

研究生を対象とする奨学金はほとんどありませんが、翌年度（または翌学期）から正規生となることが確実な場合、研究生期間中に申請を行うことができます。

※ 非正規生は、学割が使えません。また、学生証が異なるため証明書自動発行機も利用できませんが、学内施設（図書館や体育館など）は利用できます。

4) 経済的な事柄について

①入学科 84,600 円、授業料 29,700 円／月です。免除は一切ありません。

②住居費、生活費については、p.3～p.7 をご参照ください。

③多くの留学生は、母国からの仕送りやアルバイトを収入源としています。在留資格「留学」の学生は、入国管理局から資格外活動許可を得てアルバイトができます（週28時間以内）。

- ④アルバイトで生活費、授業料を捻出する場合、勉学に費やす時間とのバランスが難しくなる場合があります。
- ⑤研究生を対象とする奨学金は、極めて少ないのが現状です。

5) 勉学、生活について

- ①母国での専門分野・研究内容と静岡大学での専門分野・研究内容が同じか、または強い関連があるか、よく確認してください。特に大学院進学を希望する留学生で、専門分野が異なっていたり、かけ離れていたりする場合、研究生としての受け入れを再検討してください。
- ②文化的な違いから、時間や締切りにルーズな留学生がいますが、時間や締切りを守らなければならないことが分かっていないだけですので、その都度、注意してください。
- ③留学生が進学希望の場合、勉学で使う言語を明確に伝えてください。言語によって、留学生の負担が異なります。具体的には、レポート執筆は日本語なのか英語なのか、講義は日本語で行われるのか英語で行われるのか、などです。ゼミや研究室で使用する言語も同様です。
- ④留学生は、住民登録時に国民健康保険、入学時に学生教育研究災害傷害保険（学研災）と学生教育研究賠償責任保険（学研賠）、学生賠償責任保険（学賠）に加入します。母国で保険加入になじみがない留学生の中には、加入に積極的でない留学生がいますが、万が一の場合、多額の負債を負うことになるので、もし未加入の留学生がいたら必ず加入させてください。

6) チューター制度について

- ①来日直後から1年間は、チューターをつけることができます（留学生経費による謝金）。
- ②チューター制度は、留学生が早く大学生活に慣れ、勉学効果の向上を図るための制度です。
- ③チューターは原則として日本人の大学院生で、指導教員の指導のもと、留学生に対し勉学や大学生活、日本語について助言を与えます。
- ④チューターは、留学生の専攻分野と関連のある日本人学生の中から、留学生指導教員等の推薦に基づいて決定されます。留学生の現時点での目標を確認し、最適なチューターを選んでください。例えば、講義理解の補助なのか、自分の研究テーマを深めたいのか、日本語能力向上なのか、日本文化の勉強なのか、などです。
- ⑤事務手続きは各学部学務係、浜松学生支援課留学生係でチューターの日本人学生が行いますが、チューター業務実施計画書、労務管理簿は、指導教員の確認が必要です。

7) 語学力と語学力の向上について

- ①日本語、英語ともに、日常生活に不自由がない語学力を持っても、勉学に必要な語学力（講義を聞く、論文を読む、レポートを書く、ゼミ発表するなど）とは大きく異なるため、勉学に困難を感じる留学生が多くいます。
- ②日本語でレポートや論文を執筆したり、講義を受けたりする場合、最低でも日本語能力試験 N2(中級後半)以上の日本語力が必要です。
- ③日本語能力試験 N3(中級前半)程度の留学生は、浜松キャンパスで 10 月から日本語予備コース（中級集中）を受講することで、4 月には N2 レベルの日本語力を有することが期待できます。
- ④日本語教育プログラムでも、中級以上のクラスを週 3 回開講しています。
- ⑤日本語力が非常に低い留学生は、静岡キャンパスで 4 月、10 月に開講される日本語研修コース（初級集中）を受講して、日本語能力試験 N4 程度（初級終了）まで日本語力を向上させることも可能です。しかし、研究指導が受けられる、最低限の日本語力（N3＝中級前半）ではありません。
- ⑥英語で執筆したり受講したりする場合、TOEIC850 点(TOEFL-iBT では 80 点程度) 以上の英語力が必要です。英語力が低い留学生のレポートや論文の添削は、彼らの第一言語が日本語でないことから、困難になる場合があります。静岡大学には留学生の英語能力を向上させるための体制はありませんので、研究生として受け入れる場合、上記の英語力を持っていることを条件にすることが望ましいと言えます。

4. 留学生に関する問い合わせ先

留学生を指導する上で、留学生に特有な書類やビザなど、ご質問等がありましたら、遠慮なく下記の担当部署または教員まで、ご連絡ください。

〈静岡キャンパス〉

ダイヤルイン 〈054〉 238 - □□□□

①一般的な留学生関係業務	人文社会科学部学務係 TEL：静岡 4217
	教育学部学務係 TEL：静岡 4571
	理学部学務係 TEL：静岡 5021
	農学部学務係 TEL：静岡 4816
	国際課 TEL：静岡 4260
②A B Pに関する業務、教育	国際課 TEL 静岡 3065
③日本語教育、留学生相談・指導、 チューター指導、国際交流ボランティア	国際連携推進機構教授 案野香子 TEL：静岡 4504 E-mail:anno.kyoko@shizuoka.ac.jp

〈浜松キャンパス〉

ダイヤルイン 〈053〉 478 - □□□□

①一般的な留学生関係業務	工学部教務係 TEL：浜松 1010
	情報学部教務係 TEL：浜松 1511
	浜松教務課博士教務係 TEL：浜松 1379
	浜松学生支援課 留学生係 TEL：浜松 1014
②A B Pに関する業務、教育	国際課 TEL：浜松 1631
③日本語教育、留学生相談・指導、 チューター指導、国際交流ボランティア	国際連携推進機構教授 袴田麻里 TEL：浜松 1675 E-mail:hakamata.mari@shizuoka.ac.jp